

堺個審答申第107号

(答申第143号)

令和4年 1月24日

堺市長 永藤英機様

堺市個人情報保護審議会

会長 矢口智春



答 申

令和3年12月9日付け堺市民税第1416号で諮問のありました下記諮問案件について、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	堺市個人市民税申告支援システムの導入について
分 類	条例9条1項【電子計算機処理の制限—新規事務の事前審議】 条例9条3項2号【センシティブ情報の電子計算機処理禁止の原則の例外】
担 当 課	財政局 税務部市税事務所 市民税課
審 議 日	令和3年12月10日 (第192回) 令和4年 1月21日 (第193回)

審 議 結 果

審議会の結果

堺市長が令和3年12月9日付で堺市個人情報保護条例9条1項及び同条3項2号に基づき諮問した「堺市個人市民税申告支援システムの導入について」は、市民税等の申告における事務支援・事務効率化に資すると認めるため、個人情報の保護に万全の措置を講じることを条件に承認する。